令 和 ２ 年 度

第 ２ 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和２年５月２９日（金）

頸城コミュニティプラザ2階202・203会議室

令和２年度　第２回第二農地部会定例会議事録

日　時　令和２年５月29日（金）午後２時15分
会　場　頸城コミュニティプラザ２階202・203会議室

１　出席委員

19番	上野	栄一	5番	岸田	健	1番	小山	一成
2番	五十嵐	隆一	9番	大滝	正秋	10番	滝沢	記一
17番	岩崎	欣一	18番	長瀬	一成	20番	竹原	よし子
21番	望月	博	22番	山本	誠信	24番	笠原	浩一

２　欠席委員
なし

３　職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班　長	南雲　勇一		
浦川原区駐在室	副主任	江村　秀幸		
大島区駐在室	主　事	中村　駿		
牧区駐在室	副主任	井田　義之		
柿崎区駐在室	室　長	保倉　政博	副主任	佐野　謙一
大潟区駐在室	班　長	佐藤　憲司		
頸城区駐在室	主　任	小林　貴広		
吉川区駐在室	副主任	諏訪部　太		
三和区駐在室	主　任	上田　良広		

４　番　外
・農地利用最適化推進委員
（安塚区）高波　澄男、青田　俊一
（浦川原区）田鹿　敏行、井部　慎一
（大島区）髙橋　三登一、田邊　清一
（牧　区）米川　尚登、金井　薫、中川　正道
（柿崎区）宮川　武彦、長井　恒夫、小池　孝志
（大潟区）細谷正夫
（頸城区）上井　康二、大島　伸一
（吉川区）常山　哲夫
（三和区）髙橋　浩一
※　欠席　・・・佐藤　正雪、福原　弥の２人

・その他・・・無し

５　会議に附した事件
（１）　議事録署名委員の氏名
１番　小山　一成、　２番　五十嵐　隆一

（2） 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号　農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号　農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

議案第 1 号　農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号　農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号　農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号　農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号　農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号　農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号　農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号　農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について

６　会議

柿崎区 駐在室長	【１．開会】　　午後２時 　それでは､これより令和２年度第２回第二農地部会定例会を開催いたします。 【２．部会長及び部会長職務代理あいさつ】 　会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつを宜しくお願いいたします。 　（上野部会長あいさつ） 　次に岸田部会長職務代理からごあいさつを宜しくお願いいたします。 　（岸田部会長職務代理あいさつ） 　それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議　長	【３．資格審査報告】 　事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	第二農地部会委員数 12 名の内､本日全員の委員のみなさまから出席いただいております。上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。 　次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが､第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員数 17 名、欠席推進委員数２名です。
議　長	【４．議事録署名委員の指名】 　次に、本日の議事録署名委員ですが、会議規則第 14 条の規定により、私から指名させていただきます。 　　１番小山委員、２番五十嵐委員を指名いたします。
議　長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 　議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 　ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 　９番大滝委員の発声でお願いします。

	（全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和）
	【６．議事】
議　長	これより、議案等の審議に入ります。
	≪安塚区駐在室の議案≫
議　長	最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
	＜議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、3頁の番号2177番、2178番は、岩崎委員に関連する案件ですので、岩崎委員は一時退席を願います。
	（岩崎委員退席）
議　長	それでは、岩崎委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いします。 議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員に関連する案件についてご説明いたします。 1頁をご覧ください。1の利用権設定中、6年を超え10年以内の新規2件、4筆、面積3,911㎡が該当案件です。詳細は3頁をご覧ください。3頁の番号2177番、2178番で、借受人は同一で平成28年に農業参入した法人で農地保有適格法人ではないので、解除条件付きの賃貸借契約になっています。貸人の状況としては、2件とも高齢化で労力不足のためです。 この案件は､農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員が挙手）

議　長	賛成多数なので、番号 2177 番、2178 番は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。 （岩崎委員、席に戻る）
議　長	続きまして、岩崎委員に関連する案件以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員に関連する案件以外の案件について、議案書 1 頁をもとにご説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが 3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、10 年超えが 19 件、計 22 件、借り手人数 4 名、貸し手人数 22 名です。 利用権を設定する土地は、田 51 筆、48,945 ㎡、畑 1 筆、10 ㎡、再設定が 3 件、新規設定が 19 件です。 詳細については、2 頁の 2174 番から 6 頁 2197 番までの 22 件を掲載いたしました。 それでは、新規の利用権設定 19 件についてご説明いたします。 4 頁をご覧ください。4 頁 2179 番から 6 頁 2197 番までは、借受人が公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理機構です。貸人の状況としては、4 頁 2179 番、2180 番、2182 番、5 頁 2188 番、6 頁 2194 番、2196 番は、借り手の要望により合意解約し、中間管理機構と契約するものです。次に 4 頁 2181 番、2184 番、2185 番、5 頁 2187 番、2189 番、2190 番、2191 番、6 頁 2195 番、2197 番は、高齢化で労力不足のためです。次に 4 頁 2183 番、5 頁 2186 番、2192 番、6 頁 2193 番は、労力不足のためになります。 なお、これら 22 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	<u>＜報告第１号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u>
議　長	次に報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	報告第１号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 7 頁をご覧ください。7 頁 2118 番から 8 頁 2125 番の 8 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借ですが、借受人の要望により解約し、議案第１号の集積計画により中間管理機構へ貸付ける予定です。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
	≪浦川原区駐在室の議案≫
議　長	次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>＜議案第１号　農地法第５条第１項許可申請について＞</u>
議　長	議案第１号「農地法第５条第１項許可申請について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第１号「農地法第５条第１項許可申請について」説明いたします。議案書の１頁をご覧ください。 申請地は浦川原区菱田下川原 956、面積は 932 ㎡です。 転用目的は、建設業を営む譲受人が農地取得し、資材置き場、車庫、倉庫に使用するものです。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしましたの

	でご覧ください。 申請地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地であり、農地区分は第2種農地に該当することから転用は可能となります。 土地利用計画は、資材置場及び積降スペース220.57㎡、車庫・倉庫200.62㎡、通路291.58㎡となります。 転用に当たり、生活排水はなく、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、転用計画は妥当なものと判断いたしました。資金計画についても、預貯金通帳の写しから資金力があることを確認しております。 なお、この案件は、手続きを忘れていたものであり、当事者から顛末書が提出されております。 説明は以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	＜議案第2号　農用地利用配分計画案に係る意見について＞
議　長	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。4頁をご覧ください。 1権利の設定について、期間5年以上10年以内が3件、期間10年超が2件です。 それでは案件について説明いたします。5頁をご覧ください。 番号2515番から2517番は、現借り人である会社の解散に伴い、新たな借り人に配分されるものです。期間は前契約の残期間となっております。なお、現借り人と農地中間管理機構との合意解約は後程、報告第1号で説明させていただきます。

	次に6頁をご覧ください。番号2518番2519番は、先月の農地部会に上程いたしました農用地利用集積計画のうち、5月8日の公告日をもって農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地について、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議　長	**＜報告第１号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞** 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件をご報告いたします。7頁をご覧ください。 番号2559番から2561番は、5頁で説明いたしました案件です。借り人と農地中間管理機構との賃貸借契約でしたが、従業員の退職等により労力不足となり、会社を解散することになったものであります。 番号2562番と2563番も同じ会社の案件ですが、農地利用集積円滑化事業により浦川原農業振興公社を介して賃貸借がされていた契約を解約するものです。返還後の利用計画につきましては、他者への貸付を予定しております。 説明は以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
	質問がないようですので、本件を承認いたします。

議　長	
 議　長	**≪大島区駐在室の議案≫** 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
 議　長	**<u>＜議案第１号　農地法第３条許可申請について＞</u>** 議案第１号「農地法第３条許可申請について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第１号「農地法第３条許可申請について」を説明いたします。議案書は１頁をご覧ください。番号 2901 番の１件です。 譲渡人は、市外に住所があり、高齢になったことから農地を維持するのが難しくなったため、所有権の移転を希望しました。譲受人は、大島区大平出身で長年農業に携わってきており、新規就農を希望されていたことから双方の利害が一致し、今回の申請となりました。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第３条第２項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議　長	本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
 議　長	**<u>＜議案第２号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>** 議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	２頁、議案第２号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。１の利用権設定の内訳は、３年を超え６年以内が４件です。借り手２名、

	貸し手 4 名で利用権を設定する土地は、田 22 筆：11,962 ㎡で、新規 2 件、再設定 2 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。 　新規と再設定の利用権設定についてご説明いたします。3 頁をご覧ください、番号 2940、2941、2942 番は、借り手の要望により、貸し付けるものです。次に番号 2943 番につきましては、借り手の経営規模拡大の希望により、貸し付けるものです。 　なお、これら利用権設定 4 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	≪牧区駐在室の議案≫
議　長	次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>＜議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧　区 駐在室	牧区駐在室の井田です。よろしくお願いいたします。 　それでは、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 　1 頁をご覧ください。利用権設定、期間 3 年以内は 1 件、期間 3 年を超え 6 年以内は 9 件、期間 6 年を超え 10 年以内が 9 件、10 年超が 2 件です。借り手 15 名、貸し手 21 名です。 　利用権を設定する土地は田 183 筆:86,962.05 ㎡、畑 11 筆:5,659.0 ㎡で再設定 13 件、新規 8 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。

	詳細は2頁から7頁に記載いたしました。 新規案件は、3頁の番号3414番から3415番、5頁3426番の3件は労力不足と成ったことから法人に貸し付けるものです。 次に4頁番号3422番は法人が耕作していましたが、法人の都合により地元の農家に貸し付けるものです。6頁3431番は以前耕作していた法人の構成員の耕作者に貸し付けるものです。 7頁、番号3432番から3433番は農地管理機構に貸付けするものです。 これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数ですので、利用権設定21件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することと決定いたします。
	<u>報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u>
議　長	次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧　区 駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は8頁、9頁をご覧ください。 番号3319番から番号3330番までの12件です。 まず番号3319番は地域の担い手に農地を集約するもので返還後は、他者に貸付です。 次に番号3320番から番号3321番、番号3323番から番号3326番までの6件は借人の要望によるもので返還後は他者へ貸し付け5件、地主耕作1件です。番号3322番は貸人の要望によるもので返還後は地主耕作です。 番号3327番から3330番までの4件は、農地利用集積円滑化団体である「（公財）牧農林業振興公社」を介した農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

	で、「合意解約の事由」は耕作者の要望で、「返還後の利用計画」は他者へ貸し付けです。 　備考に記載した頁と番号は前述で審議いただいた議案に係るものです。以上でございます。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 　　　（「ありません」の声あり）
議　長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
	≪<u>**柿崎区駐在室の議案**</u>≫
議　長	次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>**＜議案第１号　農地法第５条第１項許可申請について＞**</u>
議　長	議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いします。 　議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 3702 番 1 件をご説明いたします。 　1 頁をご覧ください。申請地は、柿崎区馬正面地内で農地に隣接しており、親から使用貸借により農業用作業所を建設するものです。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。 　申請者は、当地で認定農業者としての専業農家で親子 3 名で家族経営協定も結んでいます。また、近年経営農地面積も拡大していることから現在の農業用作業所では対応できないため、新たに建設するものです。適地を検討した結果、申請地に建設することになりました。そこで、このほど畑 2,860 ㎡の内 421.7 ㎡を転用申請するものです。 　申請地は、農用地に該当しますが、「農業用施設用地」になるため、許可は可能となります。土地利用計画は、農業用作業所 1 棟で建築面積は 188.3 ㎡で、建ぺい率は、44.5％となります。 　3 頁の土地利用計画図をご覧ください。前面道路の市道から点線で敷地内通路として 127.85 ㎡ありますが、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の該当になり、届出がなされて受理しています。

	さて、農地転用の工期は、令和２年６月 15 日から８月 31 日までです。転用にあたり、生活排水はトイレ、洗面所などの施設がないので処理不要ですし、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画については妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。 また、当地は、農振農用地であり上越農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更が必要であり、敷地内通路部分も含めて 549.55 ㎡を用途変更の面積として手続がされて、5 月 27 日付けで許可になりました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り許可することに決定いたします。
	＜議案第２号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞
議　長	議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、５頁の番号 3910 番は、岸田委員に関連する案件ですので、岸田委員は一時退席を願います。
	（岸田委員退席）
議　長	それでは、番号 3910 番について事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岸田委員に関連する案件についてご説明いたします。議案書は５頁をご覧ください。番号 3910 番の１件です。 これまで親子間で農地法第３条により使用貸借していましたが、労力不足のため隣接地で耕作している認定農業者に新規に利用権設定する案件です。期間が短いのは他の契約期間と同一終期にするためです。 この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしている

	と考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、番号3910番は、原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	（岸田委員、席に戻る）
議　長	続きまして、番号3910番以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号3910番以外の案件について、議案書4頁をもとにご説明いたします。 1の利用権設定の内容は、3年以内が9件、3年を超え6年以内が6件、6年を超え10年以内が4件、計19件、借り手人数は11名、貸し手人数は19名です。利用権を設定する土地は、地目が田で58筆75,452㎡、そのうち再設定が14件、新規設定が5件です。 つぎに、2の利用権移転、3の所有権移転はございません。 詳細については、5頁の3909番から8頁3928番までの19件を掲載いたしました。 それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。 7頁番号3921番3922番は、利用権設定の終期満了に伴い地域の担い手に依頼する案件です。 次に3923番は、これまで親子間で農地法第3条により使用貸借していましたが、耕作者の労力不足のため隣接地で耕作している青年等就農者に新規に利用権設定する案件です。 次に3924番は、利用権設定の終期満了に伴い隣接地で耕作している青年等就農者に新規に利用権設定する案件です。

	最後に8頁3928番は、自作していましたが、高齢により労力不足のため地域の認定農業者に新規に利用権設定する案件です。 なお、これら19件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	≪大潟区駐在室の議案≫
議　長	次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>＜議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 1頁をご覧ください。1の利用権設定です。 3年を超え6年以内が5件、借り手人数は1名、貸し手人数は5名です。利用権を設定する土地は、地目が田で7筆、9,708㎡、5件すべて再設定です。詳細は議案書に記載のとおりです。 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）

議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	<u>＜報告第１号　農地法第４条第１項第５号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u>
議　長	報告第１号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	報告第１号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。3頁をご覧ください。受理通知交付番号4601番の１件です。届出農地は犀潟字北の割地内で、県道大潟・上越線沿いに位置する「登記簿地目　畑」を住宅の増築に伴い、住宅敷地を拡張するものです。位置図は5頁をご覧ください。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<u>＜報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u>
議　長	報告第２号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	報告第２号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。5頁をご覧ください。受理通知交付番号4603番と4604番の２件です。4603番の届出農地は下小船津浜字狐山地内で、団地造成された「登記簿地目　畑」を一般個人住宅に転用するものです。位置図は6頁をご覧ください。

	次に、受理通知番号 4604 番は同じ団地内にあり 4603 番と隣接する「登記簿地目　畑」を同じく一般個人住宅に転用するものです。位置図は 7 項をご覧ください。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<u>＜報告第 3 号　農用地利用集積計画変更について＞</u>
議　長	報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。8 頁をご覧ください。番号 4613 番から 4615 番までの 3 件で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した契約案件であります。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫
議　長	次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>＜議案第 1 号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書は 1 頁をご覧ください。

	1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が6件、6年を超え10年以内が6件、計12件、借り手人数は5名、貸し手人数は12名です。利用権を設定する土地は、地目が田で22筆・67,766㎡、そのうち再設定が10件、新規設定が2件です。 次に3の所有権移転です。件数は1件、買い手人数、売り手人数ともに1名、所有権を移転する土地は、地目が畑で1筆・1,351㎡です。 それでは利用権新規設定2件の明細についてご説明いたします。 議案書は3頁をご覧ください。番号5452番です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」1筆について、利用権設定期間満了から1年以上経過したことにより新規で利用権設定するもので、実情は再設定でございます。つづいて番号5453番です。これまで農地中間管理機構を介して貸し付けていた「田」1筆について、令和2年3月をもって利用権設定期間が満了となったことから、農地中間管理機構を活用せず、新たに地元の認定農業者へ10a当13千円、期間10年で貸し付けるものです。2件共に農地中間管理機構を活用せず相対契約であります。 次に所有権移転の明細についてご説明いたします。 議案書は4頁をご覧ください。番号5454番の1件です。これまで地主耕作であった「畑」1筆について、譲受人へ売却、所有権移転するものでございます。対価額につきましては、双方協議により設定したものであります。 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	<議案第２号　農用地利用配分計画案に係る意見について>
議　長	議案第２号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求

	めます。
頸城区 駐在室	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。 議案書は 5 頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。 1の権利の設定の内訳は、10年を超えるものが2件、借り手人数は2名、権利を設定する土地は、地目が田で52筆、124,027.22㎡、新規設定が2件です。めくっていただいて6頁、番号5318番、5319番です。人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議　長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
	<u>＜報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u>
議　長	次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は7頁をご覧ください。 番号5327番から5329番までの3件です。 まず番号5327番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は、地主耕作です。つぎに番号5328番、5329番です。契約内容は、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望または所有者の要望、「返還後の利用計画」は地主耕作であります。以上です。

議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	＜報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について＞
議　長	報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。議案書は８頁をご覧ください。番号 5302 番の１件です。届出農地は頸城区下吉字屋敷添地内、「第１種住居地域」内の「畑２筆 209 ㎡」で転用目的は「宅地造成」です。「宅地造成」の区域につきましては、当該届出農地を含め、2030.87 ㎡を「開発」するものであり、令和２年３月 30 日付で開発行為許可を申請し、翌４月 21 日付で「都市計画法第 29 条第１項」の規定により許可がなされております。宅地造成完了後は「一般個人住宅」を建築予定でございます。位置図は９頁をご覧ください。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	＜報告第３号　農用地利用集積計画変更について＞
議　長	報告第３号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	報告第３号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。 議案書は 10 頁をご覧ください。番号 5358 番から 18 頁、番号 5415 番までの 58 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議　長	**≪吉川区駐在室の議案≫** 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。 **<u>＜議案第１号　農地法第３条許可申請について＞</u>**
議　長	議案第１号「農地法第３条許可申請について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第１号「農地法第３条許可申請について」を説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号6208番の１件です。 今般、申請地の所有者が亡くなり、相続した譲渡人は市内他所へ嫁いでいることから耕作の意思はなく、不動産屋さんを介しての販売となりました。 譲受人は埼玉県で会社員をしておりましたが、これを機に当地への移住を決意され、耕地とともに家屋も買い受けて既に３月には吉川区へ住所を移して、地元町内会へのあいさつや今後の農業経営についての話し合いも済んでいるとのことであります。 所有する農業機械は耕耘機のみですが、他の農業機械は地元生産組合から借り受け、水稲の栽培技術についても地元農家から指導を受けることで話が進んでおります。 年齢67歳での新規就農でありますが、地元では高齢化による労力不足の折から、温かく迎え入れる意向であると代表者からお聴きしております。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第３条第２項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議　長	本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	<u>＜議案第２号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は 2 頁をお開きください。 1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 58 件、3 年を超え 6 年以内はなく、6 年を超え 10 年以内が 3 件、10 年超はなく、合計で 61 件。借り手 5 名、貸し手 61 名で、利用権を設定する土地は田が 249 筆 745,996 ㎡、畑は 20 筆 8,133 ㎡。再設定 59 件、新規 2 件です。 2 の利用権移転、3 の所有権移転は共にありません。 それでは、新規の利用権設定 2 件についてご説明いたします。 11 頁、番号 6390 番は、以前より親交のあった譲渡人との話がまとまり、畑を取得して規模拡大するものです。 また、12 頁番号 6394 番は隣地取得により農地の集積化を図るため、賃貸借の契約をするものと伺っております。 以上 61 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	本件について決定することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積

	計画の策定を市長へ要請することといたします。
	<u>＜議案第３号　農用地利用配分計画案に係る意見について＞</u>
議　長	議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 13 頁をご覧ください。 1 権利の設定は、期間 5 年以上 10 年以内が 2 件、10 年超が 1 件の合計 3 件です。借り手 2 名で、権利を設定する土地は田 23 筆 40,619 ㎡の新規 3 件となっております。2 権利の移転はありません。 議案書は13頁からとなります。今ほど借り手は2名とご説明いたしましたが、これは期間区分が異なる別案件となることから、集計上は 2 名としました、実質は議案詳細のとおり 1 名であります。 提案いたしました 3 件とも、先月の農地部会でご審議いただいた農業経営基盤強化促進法の利用集積計画によって、農地中間管理機構に貸し付けた農地でありますが、転貸元である地権者が 7 名おり、その意向を受けて契約期間等が異なった別立ての計画案となっております。 今般、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったことから、農地中間管理機構に借受けの申し出をしている農業者に配分するために利用配分計画案を作成いたしました。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
長瀬委員	譲受人の名称に、ただ「吉村」とあるが、下の名前はないのか。
吉川区 駐在室	法人であり、「株式会社吉村」となる。
長瀬委員	了解。
議　長	他に、ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。
	（賛成の委員は挙手）

議　長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
	<u>＜報告第1号　農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u>
議　長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 16頁、番号6229番と6230番の2件です。 番号6229番は農地法第3条による賃借権の設定、6230番は経営基盤強化促進法による利用権の設定でありましたが、両案件とも先に議案第1号でご審議いただいた所有権移転の関連案件でありまして、相続により農地を取得した譲渡人は市内他所に嫁いでいて耕作の意思がないことから、家屋敷を含めて一括売り渡す決断をされました。議案第1号でご説明したとおり、これに呼応した新規農業参入者が居たことから、地元ではこれに理解を示し、地権者との契約の解約に合意したとのことであります。返還後は議案第1号でご審議いただいたとおり、売買による売渡しとなります。 関連案件は議案書記載のとおり、1頁の番号6208番であります。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	質問等がないようですので、本件について、承認いたします。
	≪三和区駐在室の議案≫
議　長	次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>＜議案第1号　上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議　長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区	1頁、「議案第1号上越市農用地利用集積計画の決定について」8694番から8699番までの6件を説明いたします。利用権設定の内訳は、3年以内が2件、3

駐在室	年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が2件、10年を超えるものが1件で、件数は6件です。借り手6名、貸し手6名です。利用権を設定する土地は、田10筆、39,857㎡で再設定4件、新規2件です。詳細については、2頁から5頁をご覧ください。 新規設定について説明いたします。2頁、8695番は貸人の要望により、隣接する農地を耕作している借人に貸し付けるものです。 5頁、8699番は貸人の離農に伴い、農地中間管理事業を利用するものです。農地中間管理機構へ貸し付ける田4筆のうち、3筆は登記簿面積により賃料を支払うことから、10アール当たりの賃借料記載欄は、金納8,000円、12,000円、4,200円、1筆は実耕作面積により賃料を支払うことから金納（利用面積）8,000円と表記しています。賃借料4,200円については、農地の形状が不整形であることから、小作料が低額に設定されています。 なお、利用権設定6件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議　長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議　長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議　長	以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。
議　長	本日の令和2年度第2回第二農地部会定例会を閉会いたします。 （午後３時２５分終了）